

第 49 回 消費者安全調査委員会 議事要旨

■日 時：平成 28 年 10 月 3 日（月）14:00～16:00

■場 所：中央合同庁舎第 4 号館 2 階 共用第 3 特別会議室
（東京都千代田区霞が関 3-1-1）

■出席者（敬称略、50 音順）

<消費者安全調査委員会>

委員長：宇賀克也

委員長代理：持丸正明

委員：朝見行弘、河村真紀子、澁谷いづみ、水流聡子、淵上正朗

<消費者庁>

松本内閣府副大臣、務台内閣府政務官、岡村長官、川口次長、福岡審議官、野田消費者安全課長、尾崎事故調査室長、事故調査室員

■議事次第：

1. 開会
2. 松本内閣府副大臣、務台内閣府政務官挨拶
3. 消費者安全調査委員会委員挨拶
4. 消費者安全調査委員会の今後の運営について（事故調査部会設置規程の改正）
5. 個別事案について
 - (1) 選定事案
 - (2) その他
6. 閉会

■議事概要：

1. 開会

宇賀委員長 それでは、定刻となりましたので、ただいまより第 49 回消費者安全調査委員会を開催いたします。

私は、このたび消費者安全調査委員会の委員長を務めることになりました宇賀と申します。どうぞよろしく願いいたします。

本日は、松本副大臣、務台政務官にお越しいただいておりますので、議事に入る前に御挨拶を賜りたいと思います。

初めに、松本副大臣から御挨拶を賜りたいと思います。

2. 松本内閣府副大臣、務台内閣府政務官挨拶

松本内閣府副大臣 どうも皆さん、こんにちは。本日は、皆様方、大変お忙しい中御参集を賜りまして、心から感謝を申し上げます。ありがとうございます。

また、本来であれば大臣から皆様方に御挨拶をさせていただくところでもありますけれども、本日、国会審議中でありまして、残念ながらこの場に来ることができないということですので、私から皆様方に一言御挨拶を申し上げます。

本年10月で消費者安全調査委員会は発足5年目であり、本日は第3期初めての委員会開催となります。新しい委員の方々にも御参加いただいた初めての開催であると伺っております。

本委員会では、委員会の発足以来、被害に遭われた方々に真摯に向き合いながら、1件ずつ丁寧に事故の原因究明及び再発防止策の提言に取り組まれてきたと承知しております。

これまでの4年間に、エスカレーター事故、ガス湯沸器事故、エレベーター事故、機械式立体駐車場事故など、9件の事案について最終報告を行い、関係行政機関に事故の再発防止策を提言してられました。

私も昨年、政務官としてエスカレーター事故の報告書、先般はエレベーター事故の調査報告書を読ませていただきました。実は、私、まだ当選をした頃の頃にエレベーター事故の被害者の御家族の方と直接お会いしてお話をお伺いしました。あのような被害に遭われた被害者の皆さんのお心や、再発防止を国に対して大変強い思いを持って私に訴えられたことを今でも記憶しておりまして、そうした意味において、皆様方の仕事というのは大変重要な役割を担っているということを強く感じているところでございます。

今般、報告書を読ませていただきましたけれども、消費者事故の原因を究明し、悲惨な事故の再発を防ぐために多角的な視点から分析をされた本委員会ならではの調査をまとめていただいたものと私自身大変強く認識をしているところでございます。本委員会のこれまでの御貢献に心からの敬意と感謝を申し上げたいと思います。

また、今後も委員の皆様活発な御審議をいただき、より多くの事案につきまして、事故から教訓を得て繰り返さないため、有意義な御意見を取りまとめていただくことを強く期待しております。

消費者にとって安全・安心な社会の実現に向けて、委員の皆様方のお力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。私からの御挨拶とさせていただきます。どうぞ今後ともよろしくお願いいたし

ます。

宇賀委員長 松本副大臣、どうもありがとうございました。
続きまして、務台政務官の御挨拶を賜りたいと思います。

務台内閣府政務官 皆さん、こんにちは。消費者庁消費者行政担当政務官を拝命しております務台俊介と申します。第3期消費者安全調査委員会の始動に際しまして、一言御挨拶申し上げたいと思います。

松本副大臣と同じように、私も防災の政務官もさせていただいております。災害は防ぐことはできないけれども、どうやってその被害を最小限に食いとめるか、その点は本委員会の所掌事務である、事故の被害を最小限にしていくのだという考え方と共通するところがあると思います。

畑村前委員長については、私は、「失敗学」ということで以前勉強させていただいたことがありまして、今回、畑村先生が御退任されたことはとても残念に思いますが、委員の皆様は、それぞれの専門分野を生かして、新たな視点から、事故にはどのような教訓があるのか、どのような再発防止策を講ずるのか、そして、被害を最小限に抑えるにはどうしていくか、こうしたことについてお知恵をいただきますよう心からお願い申し上げまして、御挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

宇賀委員長 務台政務官、どうもありがとうございました。
松本副大臣、務台政務官は公務がおありですので、ここで退席されます。お忙しい中、ありがとうございました。

松本内閣府副大臣 どうぞよろしくお願いいたします。

務台内閣府政務官 よろしくよろしくお願いいたします。

3. 消費者安全調査委員会委員挨拶

宇賀委員長 本日は、第3期の初回の委員会開催でございますので、委員の皆様からお一人ずつ、これまでの御経験、事故調査に関する考え方、また、本委員会における抱負なども含めまして御挨拶をいただきたいと思えます。

では、朝見委員からお願いします。

朝見委員 朝見でございます。久留米大学の法科大学院で民法を担当しております。

2期の事故調から引き続いての任命ということでお世話になるところでございます。

私は、もともと製造物責任法の専門でございまして、個別救済ということで5年ほど前から弁護士登録をして実務活動もしております。今、申しましたように、個別救済というところに私の本来の拠点があるわけがございますけれども、当然、事故が起こらなければその必要もないわけですし、そういう意味では事故防止ということ、安全ということは非常に重要であるという認識でおります。そして、この委員会が事故防止ということに重点を置いて活動しておられるわけですし、そういう意味では、視点は違うけれども、個別救済という問題と事故防止という問題をどううまくリンクさせていくのか、調和をとっていくのかという、事故防止と被害救済というのは、ある意味車の両輪だろうというふうに理解をしておりますので、この2つの関係をどううまく調整していくのか、回していくのかというところで考え方を話しできれば、何かお力になれば幸いだというふうに考えております。どうぞよろしく願いいたします。

宇賀委員長 どうもありがとうございました。

では、河村委員、お願いします。

河村委員 主婦連合会の河村でございます。前期に続きまして委員を務めさせていただきます。

初めての方もいらっしゃるので背景を申し上げますけれども、消費者事故調をつくりましょうという、そのきっかけというのは、そもそも消費者庁をつくらうという運動がありまして、いま消費者庁ができて7年たったところですけれども、主婦連はじめ消費者団体や弁護士会の長い長い何十年もの消費者行政専管の役所が欲しいという願いがあり、運動もして、消費者庁をつくったわけです。消費者庁が欲しい、必要だという議論の幾つかある大きな柱の一つが、消費者事故が調査されていないではないか、権限のある調査機関は運輸安全委員会だけで、船と飛行機と鉄道は調査されるけれども、ほかは調査してくれないではないかという問題でした。先ほども出ましたエレベーター事故被害者の御遺族や、ほかの様々な事故被害者の御遺族と一緒に運動して、消費者庁ができた。では、次は消費者事故調だということで、在り方検討会というのが始まって、大変熱い議論があったことを、先ほど宇賀委員長もおっしゃいましたけれども、私も昨日のように覚えています。

そこの議論に参加する委員として入るに当たっては、事故調査とは何なのかというのを知らなければいけないということで、消費者団体としても「新しい事故調査機関実現ネット」略称「事故調ネット」というのをつく

りました。事故調ネットには日本乗員組合連合会という飛行機のパイロットの組合、最近は勤務医の方の団体も入っています。あとは、様々な事故の関係者、プール事故だったら、そのときの市の職員の方とか、被害者の御遺族、そして弁護士、消費者団体などが参加して、事故調査とは何なのか、どうあるべきなのかというのを学ぶことをずっと続けて、意見書を出したり、提言をしたりしてまいりました。今もその活動は続けていまして、私はそこの共同代表を務めています。

とにかく、調査の唯一の目的は再発防止である、社会の安全を高めることである。責任追及とは関わりを持たず、再発防止のために資する提言をいかに行えるか、いかに再発防止策をここで検討して見つけ出していくことができるかということだと思います。これからも微力ながら努めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

宇賀委員長 ありがとうございます。

では、澁谷委員、お願いします。

澁谷委員 愛知県一宮保健所長の澁谷でございます。

この委員会は、以前、第1期の委員会の途中から退任された委員の残りの期間の1年半を務めさせていただきました。

もともと消費者委員会食品表示部会の委員として、また、その下に置かれておりました栄養表示に関する調査会の座長もさせていただきました。また、現在、厚生労働省の厚生科学審議会委員もさせていただいております。

私は、大学病院の小児科から行政に入りました。県庁勤務や、あるいは保健所長として地域医療システムをつくる仕事や食品の安全対策などの健康危機管理の仕事をしてきております。医者の方の行政官というのは非常に少ないのですが、臨床、研究、行政と経験し、様々な角度から一つのことを見る大切さを実感してきております。

健康危機管理では予防ということを大切に考えております。まず、起きないようにする。次に、起きてしまっても早く見つける。さらに、拡大、重症化しないようにする。また、後遺症を残さないようにするといった、次に起こることを防ぐ取組が求められます。

この委員会は、全国レベルで次を起こさないための英知と仕組みを社会に発信していく重要な使命があるというふうに考えております。

さらに、今は表面化していないけれども、やがて起きる可能性のある別の危機を未然に防ぐことにも貢献できるのではないかというふうに期待もしておりますし、その委員としての責任も感じております。

やがてそうなるためには、この委員会自身、国民、消費者への一層の存

在感のアピールとスピード感も重要かというふうに考えております。

「消費者安全委員会の動き 第6号」のコラムにも書かせていただきましたが、書かせていただいた3年前に比べると、消費生活センターと保健所が地域では大変連携しやすくなってきているというふうに感じております。

例えば直近ですと、消費者庁と厚労省で美容医療などの相談窓口の案内ポスターが発信されまじたり、それについて保健所を通じて医師会や歯科医師会に通知を出すなどしております。保健所は、もともと直接市民の様々な苦情を受ける一方で、施設への立ち入りや行政処分の権限などがございませう。委員会で現場の状況をお話し、参考にしていただけることもあるかと思ひます。この委員会の委員として参画できることに感謝いたします。よろしくお願ひいたします。

宇賀委員長 ありがとうございます。

では、水流委員、お願ひします。

水流委員 初めて委員にさせていただきました水流と申します。これまでは専門委員として、最初はガス湯沸器の事故を担当させていただきました。私の専門といたしましては、品位ある質という意味の「品質」、「ヘルスケア」というものを中心概念に置いた社会システムをつくるという研究をやっております。

その中で、事故分析というのは非常に重要だと思っております。現場で何が起こったのかということはどうやって可視化するか、可視化のための要素抽出方法、分析方法の開発というものが非常に重要になってくると思ひます。

そのような作業の中で、次なる新たな英知が生まれてきます。それらの知識を活用して未然防止をできるような社会システムにしたいと思っております。

ガス湯沸器の事故では、確かに事故分析をすることでいろいろと気付くことがございませう。消費者の観点からの分析ということで、これまでとは違う意味の分析ができないかとやらせていただきました。未来へつながる分析を意識したときに、「ユーザーを賢くする方法」ということが非常に重要な観点だと思ひました。それも刺激となって、小学生の子供たちに期待して、小学校5、6年生に対する製品安全教育のプログラムをつくるという活動を3年前から2年間かけてやってきました。

アクションリサーチとして、ある小学校でやってきました。これは経済産業省の事業でした。小学校の児童の可能性というのは非常に高く、小学校5、6年生の子供たちは、10年もたてば立派な大人になりますので、

そのような教育の意義は十分にあるといえます。そのような可能性をもつ子供たちに、この消費者庁における事故調査委員会で分かったことをどうやって伝えるかという点についても考える必要があるのではないかと考えております。

各省庁がうまく連携していただいて、教育プログラムにまで結びついて、企業も入った形での社会的なプログラムの形になっていくことが、社会的価値につながると考えています。将来そのようなシステムができればいいなと考えております。よろしく願いいたします。

宇賀委員長 ありがとうございます。

では、淵上委員、お願いします。

淵上委員 淵上でございます。小松製作所の顧問をやっております。

この委員会では、1期目、2期目と続けて工学等部会の臨時委員を務めさせていただいております。

小松製作所では、開発とか研究系ほぼ一筋でございましたが、最後の数年間は小松の研究開発全体の責任者もやっておりまして、そのときに製品に関わる不具合とか事故とかに対する責任も負っておりましたので、毎月この委員会に似たような会議をやっていたという経験もございます。

5年前にちょうど現役を引退しまして顧問ということになったのですが、ちょうど引退した月に偶然なのですけれども、政府の原発事故調の委員会というのが発足しまして、そこの技術顧問に畑村洋太郎先生から声をかけられまして、務めまして1年強です。それが終わりますと、今度はまたちょうどリレーのようにこの消費者事故調が発足しまして、ということで、足かけ10年近くこのような事故調査的な活動に関わっているという経験を持っておりますので、その辺がお役に立てばなというふうに思っております。

この10年間で感じますことは、メーカーの立場から見てもこんなことが許されているのかというようなこととところどころに散見されまして、そういうところでこういう委員会が役に立っているのだなということを実感させていただきました。

あともう1点、澁谷委員もおっしゃいましたけれども、できればもう少しスピードを上げたいなど。非常に丁寧に多面的に議論しているということで良い面があることは重々分かるのですが、できればもう少しスピードを上げたいというふうに個人的には思っております。よろしく願いします。

宇賀委員長 ありがとうございます。

では、持丸委員、お願いします。

持丸委員 産業技術総合研究所の持丸と申します。私はエンジニアでして、バックグラウンドは機械工学です。専門は人間工学と、最近、サービス工学というのをやっております。

1期のときに工学部会の専門委員をやりまして、2期のときに工学部会長で、こちらの委員をやらせていただいて、また今回もう一回、委員を3期でも務めさせていただきます。

多分、私がここに呼ばれたのは、私が人間工学というか、デジタルヒューマンの研究をしているときに、キッズデザインという子供の安全に関するのをずっとやってまいりまして、その絡みかなとも思っております。

産総研というところは大学と違って授業がないものですから、標準化を担当することが多くて、標準化というのは不定期に1週間ぐらい抜けなければならない国際会議が入りますので、毎週授業のある大学の先生に担当いただくのはなかなか難しいということで、私はISOの国際標準とかガイド50という子供の安全に関するガイド、その絡みでライターとか衣服のひもとかブラインドのひもとかペンのキャップとかJIS関係にかかわっております。

この出口も法律になったり、そういう標準になったり、あるいはメッセージを出す形だったり、業界に何かしていただいたりという、そういう出口のところをどうやったらうまく普及していくかというところは、標準化の立場としてもすごく関心を持っております。

特に前の委員をやっている頃から、自分の専門がサービスなこともあるのですが、出口がサービスになっているものが増えてきたなど感じておりまして、製品だと、私がライターをやった経験とか衣服のひもをやった経験からいくと、製品側の蛇口を止めれば割とすぐマーケットが変わるのですが、水流先生にやっていただいたメンテナンスなどは、最後にやる人がちゃんとそのとおりにやっていただかないと蛇口が最後まで止まらないというところがあって、サービスの件はどうやって最後アクションを徹底するかという課題が我々にまた戻ってきてしまっているのかなと感じたりもしています。今、私は答えを持っているわけではないですが、その辺の意識を持って、また今期も務めていきたいと思っております。よろしくお願いします。

宇賀委員長 ありがとうございます。

それでは、最後に私から御挨拶申し上げます。

私、専攻は行政法でございます。この消費者安全調査委員会の発足前に事故調査機関の在り方に関する検討会で議論してきたわけですけれ

ども、その検討会は事故の被害者の御遺族の方、消費者団体の方、マスコミの方、弁護士の方、心理学、工学、医学、法学の専門の研究者等、様々なバックグラウンドを持った方がお集まりになられて、非常に真摯な議論を戦わせて生まれた、そういう委員会だと考えております。

畑村前委員長の下で2期4年間にわたって、これまで9つの再発防止策を示して、そして、関係行政機関に提言を行ってきたということに対して非常に敬意を表しております。

これからの2年間は、過去の2期の経験を踏まえて、皆様のお力を得て、良い提言をまとめていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、次に、消費者安全法の第21条第3項に基づきまして、委員長代理の指名を行いたいと思っております。

委員長に事故があるときは、あらかじめ指名する委員が委員長の職務を代理することとなっております。

私といたしましては、持丸委員にお願いしたいと思っておりますが、持丸委員、いかがでしょうか。

持丸委員 微力ですが、務めさせていただきます。

宇賀委員長 ありがとうございます。

それでは、委員長代理は持丸委員にお引き受けいただきました。よろしく願いいたします。

持丸委員は再任でいらっしゃいますが、前期の委員会で感じたこと、また、今期に生かすべき点などについてお話いただけますでしょうか。

持丸委員 先ほどから淵上先生もおっしゃっているので、繰り返しになりますけれども、やはり私がエレベーターの案件をやったときも、質問の多くが何で3年以上かかったのかというところにあって、スピードアップというのは一つ考えなければいけない。その上で、もしかしたら早くやる、ショートタームで答えが出そうな案件というのを考えていってもいいのではないかという気がしています。全案件がっちりやるわけではなくて、私の理解では、河村さんから前に提案のあった一酸化炭素か何かのやつは割と早くメッセージみたいな形で出せましたので、そういうのができるといいなと思っております。

一方で、早くやるものについてもフォローアップをやりたい。メッセージを出しっ放しで終わらないで、それがどうなったのかというのをフォローアップすることがこの大事な機能だと思いますので、その辺またいろいろ皆さんと御議論できればと思っております。

4. 消費者安全調査委員会の今後の運営について（事故調査部会設置規程の改正）

宇賀委員長 ありがとうございます。

それでは、続きまして、事故調査部会設置規程改正案に関する審議に移りたいと存じます。事務局から説明をお願いします。

消費者庁事故調査室長 資料4のほうをご覧くださいと思います。

こちらに、対照表になっておりますけれども、今、2つ改正案をお持ちしたところでございます。

部会の設置でございますが、先ほど持丸委員からもお話がございましたように、やはりサービスプロセスに関する再発防止策ということを検討すべきではないかということで、前期の最後のところにもそのようなお話がございました。そこで、前期から今期にかけて事務局で検討いたしました改正案が、こちらの資料4に示した「新」と書いてあるものでございます。

まず、部会の成り立ちとして、主として製品、食品、施設といったものが原因となっているものと、役務とか、先ほどの維持管理など、また、消費者と製造者のコミュニケーションなど、そういうようなサービスに関わる部分で部会を分けてはどうかというものでございます。

具体的な内容が資料4で、2条のところに「工学等事故調査部会」とあったものが「製品等事故調査部会」、「食品・化学・医学等事故調査部会」というのが「サービス等事故調査部会」ということにしてはどうか。

第3条、第4条のところには、それぞれが何を行うかということで、3条のところに「主として、製品、食品及び施設に関する生命身体事故」と書いてあります。下は「役務（製品及び施設の維持管理を含む）」としております。

まず、このように部会を分ける形にして、ただ、それぞれの案件は明確に分かれるものではございませんので、どちらに議論していただくかということは第5条にあります。委員会のほうで御決定いただいて、どちらかにやっていただくということにして、また、やっているうちに要因の違うものが見えてきたというときには、もう一つの委員会でやるということも考えておりますが、形としてこのような部会の名前の変更をしてはどうかという提案でございます。

以上です。

宇賀委員長 ありがとうございます。

ただいまの提案に御質問、御意見等はございますでしょうか。

水流委員、どうぞ。

水流委員 2つの部会に分けるということで、途中でスイッチングがあるというお話なのですけれども、実際にやっていてつながっている情報というものがあって、それをそのまま次の部会に伝えるというのはなかなか至難のわざというか、効率性もかなり落ちるのではないかという気も若干しております。

このようにきれいに分けられはしない状況が既に世の中では一般的になってしまっているので、製品とサービスを分離するということが本当にいいのかということについてはちょっと分からなくて、完全に製品というときだけが恐らく「製品等」のほうにいくのかと思うのですけれども、そのあたりの処理の仕方というか、これについてどのように考えたらいいですか。

消費者庁事故調査室長 確かに一つ一つ完全に分かれるものというのではないと思うのですけれども、まず、それぞれ専門性のある方に部会に入っていただいて、その部分をやっていただく。どうしてもかぶる部分というのは、ここの委員会そのものにおける議論ではないかと思っております。

もう少し専門的に見ていただきたいという場合は、今のお話とはうまくいかないかもしれませんが、別の部会で見えていただく。ここの委員会で統合する、審議は進めていくということになると思っております。

宇賀委員長 淵上委員、どうぞ。

淵上委員 今の水流委員に近い意見なのですが、製品とサービスで必ず絡むケースが多いと思うのですが、あまり部会の名前にこだわって両方聞かなければいけないというのを運営指針に持ち込みますと、ますます遅くなるのではないかとすることがありますので、基本的にはどちらかで大体やり切る。それから、両方に関わる場合も、両方の委員会が時系列的に関わるのではなくて、パラレルでやっていって時間をあまりかけないというような工夫をするべきではないかという気がします。

消費者庁事故調査室長 そうですね。今、パラレルという話は非常に考えておりま

して、先ほど何人かの委員の方からお話があったように、迅速性ということ考えた場合に、そこはパラレルに1つの案件をやっていけば少し早くなるかなということも考えて、このようにした次第でございます。

宇賀委員長 持丸委員、どうぞ。

持丸委員 製品とサービスについてですけれども、実は、私も水流先生もサービスの研究をしております、サービスの研究の立場から言うと、もはや製品とサービスというよりは分離不可能になっているのです。

その中で、私はサービスについて少しやったほうが良いと申し上げた1つの理由は、先ほども申しましたように、家庭用のコジェネのシステムそのものを変えれば末端まで変わっていく。あるいは、よく分かりませんが、太陽光発電のシステムそのものを変えれば末端までいく。それは、先ほど私がライターとか衣服の引きひもで言ったように、実は、言い方は悪いのですが、社会的には若干コントロールしやすいような仕掛けです。

一方で、体育館の床板というのは、床板は水拭きするなよというような話で、これはどうやって徹底するのだというような話が入ってまいります。これは、今までの幼稚園のプールの事故とかもそういう側面が入ってきます。

つまり、こういうようなアクションに対してどうやっていくのかという問題を並行で抱えながらそこを考えいく部会というのができてよいのではないかというのが私の意見でして、つまり、物が製品かサービスかということの意味ではなくて、アクションとして我々はどちらから主にアクションしなければならないか。恐らく製品で全くアクションできないということはないのだと思うのです。その要素はどちらが強いかということになるかと思えます。

ただ、これを最初の段階できれいに見極めるのは若干難しいというのは私も感じておまして、そこはこの委員会の皆さんと話ながら、おっしゃるように、どちらの部会も多少そこが混じった感じでやっていかざるを得ない。ただ、できるだけサービス色が強い、そこでアプローチしなければならないものがサービス部会に落ちていったほうが知見がたまりやすいかなというのが私の意見でございます。

宇賀委員長 ありがとうございます。

朝見委員、どうぞ。

朝見委員 今、持丸委員が言われたことが私も申し上げたかったことなのですが、それはそれでよろしいとして、1点お伺いしたいのは、こういう構成に切

りかえたときに、それぞれの部会の委員構成はどうか。今までは工学系と医学系という専門の形である程度分けることができたのですけれども、今度は両方がごっちゃになるといいますか、ですから、臨時委員の配属をどういうふうにお考えになっているのかということだけお伺いしたいと思います。

消費者庁事故調査室長 それは、これから委員長と御相談しようと思っていたのですが、けれども、バランスよく入っていただくのが一番望ましいのかなと思っていますけれども、そこは政令上、委員長が決めるということになっていますので、委員長と御相談させていただければと思います。

宇賀委員長 ほかはいかがでしょうか。
河村委員、どうぞ。

河村委員 何人かの委員がおっしゃって、私も結論には至りませんが気になるところがございます。専ら製品のときは製品部会に行くのではないかというふうにおっしゃった方もいらっしゃいますけれども、私として懸念するのは、製品、食品、施設といっても、事故調査のあるべき姿として、先の在り方検討会でも議論されたように、事故原因を探るときには背景要因や複合的な要因を見ていくのだということから考えれば、もう製品の範囲だけの中で調査が終わると最初から分かることはないですし、まず、そういうケースは事故調査機関で調査する案件にならないに近いのではないかと。よほど明らかな欠陥で、そこだけ直すということであれば別ですけれども、なかなかそこで完結するということがないので、逆に言うと、役務のほうで言えば、役務をやっていて背景に製品が出てくる、はっきりとは分かりませんが、そういうことは少ないのではないかと思います。

そういう関係からいくと、その辺の割振りの考え方や連携のとり方というのは、製品のほうの部会が狭くなり過ぎないように考えていただきたいというのが私の意見です。

宇賀委員長 ありがとうございます。
水流委員、どうぞ。

水流委員 サービスという言葉を残したほうがいいのか、それとも、私の感覚的には、第1部会、第2部会ぐらいで、それに振り分けていく。消費者庁でやるのであれば非常に多面的になりますので、むしろ第1部会、第2部会ぐらいで、効率性の観点から審議している案件が非常に複雑で時間を要する

というものを抱えている場合には、第2部会のほうが次々と来たものを受けていくというパターンにもなるのかと思っていまして、そちらのほうが効率的かなと思ったのですが、ただ、第1部会、第2部会ではわけが分からないのではないかというふうに言われるのであれば、両方何か冠をつけて、そして、第1部会、第2部会という名前にするかですけれども、基本的には2つに分けるということが効率性の観点からも非常に重要なことだろうと思いますので、そういった分け方ですよというふうにして、一旦抱えた案件については責任を持って全て継続してやっていただくということでないとは非常に非効率になっていく可能性が高い。

それから、そこで止まってしまうことが多いので、第1部会で止まっている場合には第2部会のほうに早いものを振っていくというようなことも含めて、進捗管理のために必要な部会制といったようなイメージで分けていってはどうか。

やるべきことは、製品とサービスは一体化していますということで、より消費者庁としてそこに潜む要素を全て抽出するための詳細なケーススタディーをやっていきますという形になると思うのですけれども、いかがでしょうか。

宇賀委員長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。朝見委員、どうぞ。

朝見委員 今の水流委員の意見も踏まえて、名称の問題としては製品、サービスというふうに分けるとしても、先ほど来議論が出ていますように、製品がどうも主たる原因だなというのはそちらに回す、それから、サービスのほうかなと思ったのはサービスに回すということの基本にしておいて、先ほど私、質問をしましたが、臨時委員をどうするのかということで、それぞれバランスよくあるならば、サービスの専門というのは特にあるわけでも、ないと言ったら語弊があるのかもしれませんが、両方同じようなバランスで配分されるのであれば、どちらに配分されても同じわけですから、今言ったような、基本はこうだよと言いながら、そこは柔軟に対応できるようにしておけばいい。

ですから、水流委員の言われた第1部会、第2部会でもいいのでしょうかけれども、なかなか分かりづらいので、とりあえず製品、サービスという名称だけでも、あまり名称にとらわれて、これはどちらだという譲り合いだか奪い合いにせず適宜配点すればいいのではないかというふうに思います。

宇賀委員長 ありがとうございます。

ほかいかがでしょうか。澁谷委員、どうぞ。

澁谷委員 私も朝見委員の意見に賛成です。あまりここでこだわり過ぎると、それこそスピード感を大事にすることにつながらないので、そこはケース・バイ・ケースでそれごとに柔軟な対応をする。両方の部会の進み具合をこの委員会で見て調整をするということで、なるべく重複の部分で時間がかからないような工夫をする必要があるかと思います。ここの委員が部会に重ねて入れれば、そういうことも少しは意思疎通がよくなるのかなというふうに思います。

宇賀委員長 ありがとうございます。
持丸委員、どうぞ。

持丸委員 そういう意味では、批判をするわけではないのですが、前のときは、工学会は最後のほうはかなり案件がたくさんあって、食品・化学・医学のほうは少なくなってしまったのです。ですから、今回の分け方もある意味では、水流先生もおっしゃっているし、河村さんもおっしゃっているけれども、もともと製品とサービスというのはきれいに分けられないので、きれいに分けられないところを逆手にとって、真ん中のところは少し柔軟に見ながらうまく配備していくと、全体の臨時委員のリソースも、あるいは専門委員の先生方も頑張っていただけではないかという気がします。

宇賀委員長 ありがとうございます。

ほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

皆様の御意見を伺っていますと、製品とサービスを截然と分けることは困難であるということは、皆さん認識が大体一致しておられると思います。ただ、部会制をとること自身については、皆さん異論はないというふうに思われました。

名称をどうするかということで、先ほど朝見委員のほうからも御提案いただきましたように、とりあえずこういう名前にしておくけれども、しかし、それにこだわることなく事案に応じて柔軟に分配し、そして、迅速な提言ができるように、それぞれの部会の負担なども見ながらやっていく。そして、製品等事故調査部会に配分されたからといって、そこでサービスの問題が出たからほかの部会に移すというようなことはせずに、基本的にそこで一貫して見ていく。そのためには、委員の配属につきましても、今、出されました御意見を踏まえて、それぞれの部会で製品、サービスの両面を見られるような形の委員構成というものも考えていく必要があるかと思います。そういう方向でよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

宇賀委員長 ありがとうございます。

それでは、一応名称はこのとおりといたしますけれども、運用につきましては、今、皆様からいただきました御意見を反映した形で行っていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

続きまして、部会長、部会長代理の指名でございますが、消費者安全委員会令の第1条第3項では、部会に部会長を置き、当該部会に所属する委員のうちから委員長が指名することとされております。

また、同委員会令の第1条第2項では、部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、委員長が指名することとされております。

部会長、部会に所属する委員及び臨時委員等につきましては、できれば今月中に指名をして、事務局を通じて委員の方々にお伝えしたいと存じますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

宇賀委員長 ありがとうございます。

それでは、そのように準備を進めさせていただきます。

5. 個別事案について

(1) 選定事案

《進捗状況の報告》

- 調査を実施している事案等について、事務局から今後のスケジュールと現在の進捗状況の報告を受けた。

(2) その他

- 「消費者安全調査委員会の動き」について、今回の会議を踏まえて第42号をホームページに掲載して公表することとなった。
- 本日の議事要旨を後日ホームページで公表することとなった。
- 次回は平成28年10月中に開催する予定。

6. 閉会

文責：消費者安全調査委員会事務局